１　商業登記簿謄本（３ヵ月以内のもの）

２　納税証明書（３ヵ月以内のもの）

道税（道が賦課徴収するものに限る。）及び消費税について添付し、滞納及び未納がないこと。

　 なお、道に納税義務がない場合は、本所が所在する都府県の事業税について、滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものを添付すること。

３　資格要件に係る契約書の写し及び完了検査通知書等契約を適切に完了したことを証する書類の写し（以下、「契約書等」という。）

なお、国または地方公共団体との契約が複数回ある場合には、２件以上示すこと。

また、契約の相手方が北海道で、担当課が環境生活部環境局環境政策課に係るものについては、契約書等を添付する必要はない。

[資格要件]

ア　過去に、酸性雨試料自動捕集装置又は環境大気自動測定機の保守点検を行う契約を国（独立行政法人含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人含む。）又は民間事業者と締結し、適切に事業を完了した実績があること。

イ　過去に、大気汚染に係る発生源監視のための大気汚染物質自動測定機の保守点検を行う契約を国（独立行政法人含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人含む。）又は民間事業者と締結し、適切に事業を完了した実績があること。

４　次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申請書（別記第20号様式）

なお、ア及びイにおいては、納入告知書、資格取得確認書、標準報酬月額決定通知書、適用通知書等、ウにおいては、保険関係成立届、領収済通知書、概算・確定保険料申告書（控）等の加入状況が確認できる書類を提出すること。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

５　申請者に係る組織図及び会社概要

６　誓約書